

マージン率等の情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律の第23条5項により、マージン率を公開いたします。

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日



派遣労働者の数		労働者派遣に関する 料金平均額（消費税込み）		派遣労働者の平均賃金	マージン率	派遣先の数
本社		530	¥24,219	¥14,770	39.0%	42
北海道営業所		73	¥17,969	¥11,986	33.3%	12
東北営業所		46	¥17,841	¥11,215	37.1%	8
中部営業所		115	¥20,375	¥12,897	36.7%	14
関西支社		104	¥20,079	¥13,668	31.9%	8
中国営業所		45	¥18,190	¥12,150	33.2%	6
九州営業所		53	¥20,434	¥12,374	39.4%	13
沖縄営業所		12	¥18,307	¥13,128	28.3%	3
キャリアアップ措置の種別		対象となる派遣労働者の種別		訓練の方法の別	訓練費負担の別 （無償の場合実費負担なし）	賃金支給の別 （有給の場合無給部分なし）
1.入職時基礎的訓練		1.雇用時				
2.職能別訓練		2.派遣中				
3.職種転換訓練		3.待機中				
4.階層別訓練		4.入社年に応じる（階級別訓練の場合のみ）				
5.その他の教育		5.その他				
	具体的な教育訓練		具体的な教育訓練			
1	ビジネスマネー	1	新入社員	OFF-JT	無償	有給
1	商品研修	1	新入社員	OFF-JT	無償	有給
2	商品研修	2	入社2年目以降社員	OFF-JT	無償	有給
2	リーダー研修	2	入社2年目以降社員	OFF-JT	無償	有給
キャリアコンサルティング相談窓口		https://forms.gle/o373XqAFYumodVMW9		キャリアコンサルティング連絡先		03-5369-2230
教育訓練に関する事項		安全衛生教育/ビジネススキル研修/商品研修/新入社員研修/リーダー研修				
労働者派遣法30条の4第1項目の労使協定の締結の有無		有				
上記労使協定の有効期間		2026年4月1日 ～ 2027年3月31日				
上記労使協定の対象となる労働者の範囲		すべての派遣労働者				